

離職退去者の利用可能な住戸一覧(平成27年3月31日現在)

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
茨城県	茨城県		右記の問合せ先にお問合せください。					次の要件をすべて備えている方 (1) 雇用先からの解雇等により、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方及びその同居親族の方。 (2) 県内に居住又は勤務されている方で、平成20年11月1日以降に解雇等をされた方又は解雇等が確定した方。 (3) 入居しようとする方全員が暴力団員でないこと。	使用期限:原則6ヶ月 (やむを得ない事情があると認められた場合は更新できます。) 募集方法:先着順受付 問合せ先:一般財団法人茨城県住宅管理センター(029-226-3350)
茨城県	古河市	大山上耕地市営住宅	古河市大山1555	1	1	2K	3,000	1. 雇用先からの解雇等により、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方及びその親族。 2. 市内に居住又は勤務されている方で、平成20年11月1日以降に解雇等を余儀なくされた方又は解雇等が確定された方。 3. 申込者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員)の場合は入居できません。	6ヶ月以内の期限付き 募集方法:先着順受付 問合せ先:古河市役所営繕住宅課(0280-92-3111(代))
		大山上第2市営住宅	古河市大山1554	1	2	2DK	3,000		
	取手市	大利根住宅	取手市小文間3721番地	1	1	2DK	10,700~13,500	取手市在住者で解雇により市内にある社宅及び社員寮からの退去を命じられた者に限る。	入居期間は、最長6か月までとする。 募集方法:先着順受付 問合せ先:取手市役所管理課(0297-74-2141(代))
小計					4				

定期募集等

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
茨城県	茨城県	若宮アパートほか	水戸市若宮1-7ほか	1	右記の問合せ先にお問合せください。			・県内在住又は県内勤務であること ・同居親族があること(高齢・障害等、特別な事情がある者が単身可能住宅を申し込む場合は除く) ・計算後の月収額が158,000円以下(裁量階層は214,000円以下) ・住宅に困窮していること ・県税及び市町村税を滞納していないこと ・暴力団員ではないこと 等	募集期間: 随時募集(先着順受付) 定期募集(4・7・10・1月) 募集案内配布場所: 財団法人茨城住宅管理協会、市役所及び町村役場、県住宅課 問合せ先:一般財団法人茨城県住宅管理センター(029-226-3350) ホームページ: http://www.ijkc.jp/
小計					-				

- 1: 公営住宅
- 2: 改良住宅
- 3: 特公賃
- 4: 公社
- 5: 単独住宅等